

# 新規就農者紹介

## 比和で農業をしようと思ったきっかけは？

小さい頃から農業が好きでした。農業をしている父の後ろ姿を見てかっこいいなあと思っていました。物を育てる事に興味があり、昨年広島県農業技術大学を卒業し、東城町の山本農園でトマトや広島菜の研修を受けました。

## 現在取り組んでいることは？

就農1年目の今年は、アンジェレを7.2aの圃場で栽培します。2年目にピーマン、広島菜、3年目にほうれん草などの品目を増やす予定です。

## 庄原市・地域に望むことは？

アンジェレ、ほうれん草などの栽培は思っていたより難しく、解らない事がたくさんあります。JAには栽培技術など指導に力を入れていただきたいです。

## 今後の目標・展望は？

現在立てている計画に沿って進めていき、将来は従業員を雇用できる農業を目指します。(現在21歳 花嫁募集中!! 皆さんよろしくお祈りします。広報取材担当者より)



比和町 松本圭太さん

## 高野で農業をしようと思ったきっかけは？

私は広島市でサラリーマンをしていましたが、多忙で家族との時間や子供の成長を感じる時間も無い毎日に疑問を感じると共に数年前から漠然と農業を意識していました。そんな時に父から高野町でリンゴ農家を継いでみないかと打診され、迷いましたが家族の事・子供の事を考え、そして何よりもとてもわくわくしたので決心しました。

## 現在取り組んでいることは？

今は毎日リンゴ栽培について学びながらこの春から新しい品目(洋梨・栗)にも挑戦します。知識豊富な先輩農家さんから学びながら高野の素晴らしい気候で色々な事、品目に挑戦していきたいです。

## 庄原市・地域に望むことは？

実は就農まで様々な事で苦労しました。まず住む所がなく、今も高野町ではなく口和町に住んでいます。せっかく農業をするのに素晴らしい町なので、新規就農者が入ってしやすい体制を整備して欲しいです。それと、就農するにあたって解らない事を探す事から始めた位解らない事だらけだったので、この地域で就農するにあたってのフローチャートがあれば、新しく就農を目指す人がスムーズに入ってもらえるのではないかと思います。



高野町 田中良幸さん

## 今後の目標・展望は？

まずは農業収入で家族が食べていけるようにリンゴ栽培技術を高め、栽培面積を増やしていきます。そして新しい作目・運営(インターネット広告・販売など)にも積極的に着手し、将来は多様な果樹がある観光農園としても運営してみたいです。

## 農業委員からの応援メッセージ



比和地区 農業委員  
松長百合子

庄原市にある広島県立農業技術大学校を卒業後、実習を終えて、今年4月から新規就農された松本圭太君！一年目はJAとの契約によるアンジェレの栽培に挑戦ですね。アンジェレは、真っ赤で光沢の良い20g前後の楕円形をしたかわいいミニトマトです。味は果物のように甘く、トマトの嫌いな子供達にも大人気で、高値販売の品種です。

さすが目の付け所がいい圭太君！比和町の農業委員、農地利用最適化推進委員も心から応援しています。圭太君、技術を習得し、頑張ってくださいね！そして、地域の皆さん、圭太君に大きなエールをお願い致します。



高野地区 農業委員  
青才弘江

今年度も新規就農者を迎える事ができ、大変嬉しい限りです。田中さんは、農業経験は少ないながらも、積極的に町外の農家へのインターンシップや、町内の農青連果樹部会へ入会し、先輩農家の指導を仰ぐなど大変努力家でもあります。栽培主要作物は、高野町の果樹生産者でも類を見ない西洋梨とし、本格チャレンジします。追熟後の滑らかな果肉と芳醇な香りが魅力の西洋梨は、市場で高値で取引されています。

将来は、直売は勿論の事、道の駅への出荷、インターネットによるりんごとの詰め合わせ販売を計画するなどとても意欲的です。追熟に技術と労を要しますが、若い力で努力し成功すると信じています。皆様の応援宜しくお願いいたします。

## 農家のつぶやき 市内の農家の方にご意見を伺いました。



地域に空き家、管理に手が回らない農地が増えた。担い手農家に農地が集約され、作業が効率的になるとはいえ、田植え、稲刈り、水路管理、草刈り、鳥獣害対策など、農村の住人にはたくさんの仕事がある。そして地域活動や祭りなどの行事もあり、1人ひとりにかかる負担は年々重なりつつある。地域の農業を維持するためには、担い手農家に農地を集約すると同時に、兼業農家や半農半Xで集落に暮らす人が必要だ。定年退職後のUターンは大歓迎だ。たとえ管理できる土地が猫の額であろうとも、灯りがともった家、手入れされた小さな家庭菜園の存在はきっと作業に励む農家を応援してくれるだろう。

東城町 A・K

## 未相続の農地はありませんか？

相続がお済みでない農地は売買・転用ができません。また、相続人が増えた結果、手続きが煩雑になる可能性があります。あらゆる問題に発展する前に、早めに法務局で相続登記手続きをされることをお勧めします。

◎農地法の許可を受けずに相続等によって農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要です。

◀届出が必要なもの▶

- 相続 ○遺産分割 ○包括遺贈 ○時効取得 ○共有持分の放棄
- 法人の合併・分割 など

## 新規就農時に利用できる制度

- 新規就農者育成事業奨励金(経営開始型)  
農業次世代人材投資事業(経営開始型)【国事業】の対象とならない、経営開始直後の新規就農者の方に対して、毎月6万円を最長3年間助成します。
  - 新規就農施設等整備補助金  
新規就農者が農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費の一部を補助します。
- ※それぞれの制度について詳細要件があり、審査会での面談や書類審査を行います。  
詳しくは農業振興課(0824-73-1131)までお問い合わせください。

★西城地区に新規就農者有り!!秋号で取材します。お楽しみに。★